

鎌倉市  
学校職場環境改善プランⅡ

令和3年（2021年）3月  
鎌倉市教育委員会

## 目 次

|   |                       |      |
|---|-----------------------|------|
| 1 | プランⅡの策定について           | ・・・1 |
| 2 | プランⅡの目的               | ・・・1 |
| 3 | プランⅡの目標               | ・・・1 |
| 4 | プランの進捗状況について          | ・・・2 |
| 5 | プランⅡの期間               | ・・・3 |
| 6 | その他                   | ・・・3 |
| 7 | プランの取組内容              | ・・・3 |
|   | (1) 業務改善に向けた取組        | ・・・3 |
|   | (2) 人的配置による支援の取組      | ・・・6 |
|   | (3) プランの推進のための取組      | ・・・7 |
|   | (4) 快適に過ごせる環境整備に向けた取組 | ・・・8 |
| 8 | プラン策定後の安全衛生の取組について    | ・・・9 |
| 9 | 学校業務改善アドバイザーから        | ・・・9 |

## 1 プランⅡの策定について

教職員の職場環境改善を目的として、平成30年（2018年）2月に「学校職場環境改善プラン」を策定し、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の3年間、目標達成に向けて取組内容の実施に努めてきました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響により、取組内容の一部が未実施ではあるものの、それ以外の取組はおおむね予定どおりに進行しています。

プランに示した取組が着実に実施できているか、令和2年（2020年）6月、教職員勤務実態調査※を行い、前回の数値及び自由記述から改善の傾向にあるか確認しました。

その結果では、前回平成29年（2017年）7月に実施した同じ調査結果と比較し、教職員の時間外勤務の減少や、休暇取得日数の増加など、負担が軽減されている状況が伺えました。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休校の影響を避けるため、同年1～2月の状況を回答

ただし、職種によって、自宅での作業時間の増加や、教頭職の休息時間の減少など、新たな課題も見えてきています。また、自由記述では、会議の回数の多さ、時間の長さについての指摘や、分掌業務の負担や特定の教員への偏りについての不満等が挙がっています。

問題点は、挙げればきりがありませんが、衛生懇談会や安全衛生協議会で議題として採り上げ、検討することにより、校内体制等で解消できるものもあります。

今後も、更なる取組の継続が必要となることから、現在の取組の効果を検証するとともに、見直し・検討を行い、プランⅡとして策定するものです。

## 2 プランⅡの目的

教職員が心身ともに健康を維持し、教職の喜びを感じながら、生き生きと働くことができる職場づくりを進め、子どもたちとしっかり向き合う時間や自己研鑽できる時間を確保することによって子どもたちの健やかな育ちにつなげることを目的とします。

## 3 プランⅡの目標

今回の調査の結果、当初プランに掲げた目標については、ほぼ全てにおいて改善されていることが確認できました。

このことを踏まえ、プランⅡの目標は次のとおりとします。

目標を達成するためには、教育委員会による環境整備とともに、管理職及び教職員自らの意識改革がとても重要です。今後も取組を継続することにより、より一層の職場環境改善を図っていきます。

- (1) 退勤時間が早まること
- (2) 時間外勤務が減少すること（数値目標設定）**
- (3) 自宅での業務時間が減少すること
- (4) 勤務を要しない日（土・日・祝日）の出勤が減少すること
- (5) 休暇（年次休暇）の取得状況が改善されること **（数値目標設定）**
- (6) 休憩時間の過ごし方が改善されること
- (7) 出退勤管理によって働き方が見直されること
- (8) 部活動の負担が軽減されること**
- (9) 小学校給食の公会計化により時間的・精神的負担が軽減されること**
- (10) ICTを活用し業務を効率化すること**

#### 4 プランの進捗状況について

達成できたプランの取組内容については、次のとおり。 ※西暦は省略

|                | 取組内容                       | 実施  | ○効果 と ●課題   |
|----------------|----------------------------|---|---|
| (1) 業務改善に向けた取組 | ア 出退勤時刻の管理                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年9月、中学校で校務支援システムにより実施開始</li> <li>令和元年11月、小学校でPCとICカードにより実施開始</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○月ごとの時間外勤務が容易に把握でき、業務内容の振り返りができる</li> <li>●公費での全教職員へのICカード配付（小学校）</li> </ul>   |
|                | イ 夏季休業中の閉校日の設定             | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度、試行的に全校実施、特に問題は出ず</li> <li>令和元年度以降、毎年度実施で調整</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内全25校一律に実施による確実な休暇取得</li> <li>●休暇を取得しなければならない</li> </ul>   |
|                | ウ 夜間の留守番電話の設定              | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月、留守番電話設定（小18時頃、中19時頃）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務に集中できるため非常に有益</li> </ul>  |
|                | エ 部活動の休養日の設定               | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月、部活動検討委員会設置、ガイドライン策定</li> <li>平成31年4月以降、休養日設定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○休養日を設定し、時間外勤務の減少につながった</li> </ul>   |
|                | ク 調査・報告依頼の精選               | <ul style="list-style-type: none"> <li>市への提出文書のうち職印が必要なものの精選</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○職印が必要な文書の削減</li> </ul>  |
| (2) 人的配置       | ア 小中一貫教育推進のための市費非常勤講師の配置拡充 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度、非常勤講師を4名配置、令和元年度に6名配置</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中一貫教育の推進</li> </ul>  |
| (4) 環境整備       | イ 学校トイレの改修の実施              | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度、計画を前倒しし、で全小中学校トイレ（建設以来、未改修のもの）改修終了</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○快適な環境整備</li> </ul>  |
|                | ウ 教室への冷房設備の設置              | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度、小中学校全校の普通教室に冷房設備設置完了</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○快適な環境整備</li> </ul>  |
| (5) その他        | ア 学校安全衛生委員会の設置             | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年11月、鎌倉市立学校教職員安全衛生管理規程を制定、安全衛生協議会を設置、学校訪問試行</li> <li>平成31年4月、各学校で月1回の衛生懇談会開始</li> <li>令和元年5月、第1回安全衛生協議会開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校訪問時、学校訪問産業医による職場環境改善への助言</li> <li>○長時間勤務者や精神面の不調を訴える教職員への面接指導</li> <li>○衛生懇談会結果に基づき、安全衛生協議会での職場環境改善の検討</li> <li>●取組の周知が不十分</li> </ul> |

## 5 プランⅡの期間

プランⅡの計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の3年間とします。

## 6 その他

学校における働き方改革の推進に伴い、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正（令和元年（2019年）12月11日公布）され、同法第7条に基づいて、文部科学大臣が、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めました。

これに伴い、県教育委員会及び市町村教育委員会においても、その所管に属する教育職員の在校時間の上限等に関する方針を定めることとされたため、「鎌倉市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」を制定し、令和2年（2020年）7月1日から施行しています。

内容については、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的とし、教育職員の業務時間について、業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を、原則、1か月において45時間以内、1年において360時間の範囲内とするよう、教育委員会が適切な管理を行うものとしています。

各学校において、管理職は、学校経営方針に働き方改革の視点を盛り込み、教職員の職場環境向上のための適切なマネジメントを進めるとともに、教職員はワーク・ライフ・バランスを十分に意識しながら業務に取り組むことが大切です。

## 7 プランの取組内容

### （1）業務改善に向けた取組

#### ア 校内業務の見直し【新規】

教職員が時間外勤務について客観的方法で把握できるようにするため、令和元年度（2019年度）から、小・中学校においてシステムによる出退勤管理を行い、業務の状況の振り返りや、働き方の見直しを進めています。

今後は、各学校において特定の曜日についてノー残業デーの実施、校内会議の回数削減等、業務の見直しに向けた具体的な取組の導入について、検討を進めます。

|        | 【令和3年度】   | 【令和4年度】      | 【令和5年度】 |
|--------|---|--------------|---------|
| 計<br>画 | ○校務支援システムにより、小中学校全校で出退勤管理実施                             |              |         |
|        | ○時間外勤務削減に向けた取組の検討（衛生懇談会の活用）                             | ○取組を全小中学校で実施 |         |
|        | ○各学校で取組の設定<br>会議の持ち方の工夫、校務分掌の見直し、行事等の精選、教材の共有化等、数値目標設定等 |              |         |

## イ 部活動指導員の導入（中学校）【新規】

部活動については、スポーツ庁の部活動ガイドラインや神奈川県教育委員会の方針に基づき、「鎌倉市の部活動の在り方に関する方針」を策定し、活動時間や休養日の設定について取組を実施しました。

また、教員の負担軽減や生徒の発達を踏まえた適切な指導に向けて、部活動検討委員会を開催し、部活動指導者の導入等について継続して検討を行います。

|        |                              | 【令和3年度】 | 【令和4年度】 | 【令和5年度】 |
|--------|------------------------------|---------|---------|---------|
| 計<br>画 | ○休養日設定の確認<br>○部活動検討委員会実施     | →       |         |         |
|        | ○負担軽減に向けた新たな取組（部活動指導員の導入等）検討 |         |         |         |

## ウ 校務支援システムの活用（小学校）【新規】

業務の効率化を図るため、小・中学校において一人一台の校務用パソコンの配備し、中学校では校務支援システムを導入・活用しています。小学校においても校務支援システムを拡充することによって様々な文書をデータ化するなど事務の効率化を図ります。

|        |                             | 【令和3年度】 | 【令和4年度】 | 【令和5年度】 |
|--------|-----------------------------|---------|---------|---------|
| 計<br>画 | ○小学校で校務支援システム運用開始<br>○研修等実施 | →       |         |         |
|        | ○小・中学校全校運用                  |         |         |         |

## エ ICTの導入（デジタル教科書、AIドリル、クラウド等の活用）【新規】

ICTを活用することで、効率よく授業の準備や校務を行うことができます。教員への一人一台のiPadや各教室への大型モニターを配備するとともにGIGAスクールサポーターを配置します。また、クラウドサービスやAIドリル、指導者用デジタル教科書を順次導入します。

|        |                   | 【令和3年度】            | 【令和4年度】       | 【令和5年度】 |
|--------|-------------------|--------------------|---------------|---------|
| 計<br>画 | ○教員に一人一台のiPad配付   | 各教室への大型モニター        | GIGAスクールサポーター | →       |
|        | ○クラウドサービスの活用      |                    |               |         |
|        | ○AIドリル 全校導入       |                    |               |         |
|        | ○指導者用デジタル教科書（推進校） | ○指導者用デジタル教科書（全校導入） |               |         |

**オ ICTスキル向上のための研修の実施【新規】**

教職員の多忙化解消に向け、ICTを活用した校務や教育活動のスキルを身につけるためのGIGAスクール構想に対応した研修を実施し、教職員のICTスキルの向上を支援します。

|   | 【令和3年度】                                   | 【令和4年度】 | 【令和5年度】 |
|---|---|---------|---------|
| 計 | ○市センター企画研修会・学校支援研修会の実施・自己研修のための研修コンテンツの提供 |         |         |
| 画 | ○全小中学校を対象としたGIGAスクール校内研修会の実施              |         |         |

**カ 就学援助の現物給付化（小学校給食）【継続】**

就学援助制度対象世帯への給食の現物給付について検討を行います。これにより、給食会計事務における対象世帯に関する収納及び喫食の確認や教育委員会への報告等の事務負担の軽減を図ります。

|   | 【令和3年度】           | 【令和4年度】 | 【令和5年度】 |
|---|-------------------|---------|---------|
| 計 | ○課題整理、制度設計        |         |         |
| 画 | ○要領改正             |         |         |
|   | ○保護者周知            |         |         |
|   | 就学援助（小学校給食）の現物給付化 |         |         |

**キ 給食会計の公会計化（小学校）【継続】**

学校給食費の徴収・管理等の業務は、教職員にとって時間的にも精神的にも負担の大きな業務です。公会計化により、教職員が授業改善のための時間や児童・生徒に向き合う時間を増やすことにつながります。

|   | 【令和3年度】           | 【令和4年度】 | 【令和5年度】 |
|---|-------------------|---------|---------|
| 計 | ○システム選定、導入、開発、テスト |         |         |
| 画 | ○制度設計、体制整備        |         |         |
|   | ○条例規則整備、マニュアル整備   |         |         |
|   | ○保護者周知、口座情報登録     |         |         |

(2) 人的配置による支援の取組【継続】

ア 小中一貫教育推進のための会計年度任用職員の配置拡充【継続】

小学校の学習指導要領で新たに教科として位置づけられた外国語（英語）について、その円滑な導入に向けて、中学校英語の教員免許を持つ会計年度任用職員を平成 30 年度は 4 名、令和元年度には 6 名を配置し、小学校において授業を実施してきました。引き続き、配置の拡充を図っていきます。

|   | 【令和 3 年度】                    | 【令和 4 年度】 | 【令和 5 年度】 |
|---|------------------------------|-----------|-----------|
| 計 |                              |           |           |
| 画 | ○各校の実態に応じた会計年度任用職員各職の配置、雇用管理 |           |           |

イ 様々な人的支援の継続・配置【継続】

教育委員会ではこれまで、学級支援員や、学校介助員、スクールアシスタント、少人数指導の充実のための市費非常勤講師等の配置など、学校への人的支援を行ってきました。

学校における教育相談体制の構築のために、今後も、人的支援の継続に向けて検討していきます。

|   | 【令和 3 年度】   | 【令和 4 年度】 | 【令和 5 年度】 |
|---|---|-----------|-----------|
| 計 |   |           |           |
| 画 | ○教育相談員の担当校派遣日数を月 2 日・巡回訪問相談拡大（園・小学校・中学校）<br>○スクールソーシャルワーカーの拡充 |           |           |

<参考：人的支援の状況>

|                  | 平成 30 年度  | 令和元年度     | 令和 2 年度                 |
|------------------|-----------|-----------|-------------------------|
| 学級介助員            | 37 人      | 40 人      | 62 人                    |
| 学級支援員            | 11,000 時間 | 11,000 時間 | (従来 42 人、学級支援員の統合 20 人) |
| スクールアシスタント       | 16 人      | 16 人      | 16 人                    |
| 宿泊行事介助員          | 45 人      | 30 人      | 廃止                      |
| 市費非常勤講師          | 10 人      | 9 人       | 11 人                    |
| 心のふれあい相談員        | 3,360 時間  | 3,408 時間  | ※教育相談員と統合               |
| 教育相談員            | 小学校に月 1 日 | 小学校に月 1 日 | 小学校に月 2 日               |
| スクールカウンセラー（県）    | 2,450 時間  | 2,450 時間  | 2,457 時間                |
| スクールソーシャルワーカー（市） | 504 時間    | 504 時間    | 756 時間                  |
| スクールソーシャルワーカー（県） | 245 時間    | 245 時間    | 245 時間                  |



### (3) プランの推進のための取組

#### ア プラン推進体制の整備【継続】

計画の進捗状況を管理する中で、取組の成果を検証し改善を図るために、教育委員会に職場環境改善実行委員会を設置します。必要に応じて校長会等から学校現場の意見を得ながら本プランを推進します。

|   | 【令和3年度】         | 【令和4年度】 | 【令和5年度】          |
|---|-----------------|---------|------------------|
| 計 | ○半年ごとの計画の進捗状況管理 |         | ○3か年の効果検証・プラン見直し |
| 画 | ○年間の取組成果の検証     |         |                  |

#### イ 安全衛生体制の推進【継続】

教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成促進について市教育委員会と各小中学校が一体となって総括的に取り組むため、平成30年(2018年)11月、鎌倉市立学校教職員安全衛生管理規程を制定し、安全衛生協議会を設置しました。

各学校で取り組む衛生懇談会の報告や、学校訪問産業医による学校訪問の報告をもとに、現状の改善策について協議会で検討し、教職員が教育活動に専念できる環境づくりを進めます。

|   | 【令和3年度】                    | 【令和4年度】 | 【令和5年度】 |
|---|----------------------------|---------|---------|
| 計 | ○衛生懇談会実施(各学校)              |         |         |
| 画 | ○鎌倉市立学校教職員安全衛生協議会開催(年2回開催) |         |         |
|   | ○学校訪問産業医訪問相談実施             |         |         |

#### ウ 地域・関係機関との協働【新規】

各学校の地域性を生かした鎌倉版コミュニティ・スクールを実践し、児童生徒、保護者、地域、教職員がわくわくするような学校づくりが可能となるコミュニティ・スクール、地域学校協働活動を実施・運営します。

学校と地域社会の連携が進み、学校運営に対しての「当事者意識」を分かち合うことで、地域とともに学校運営を行う環境づくりを推進します。

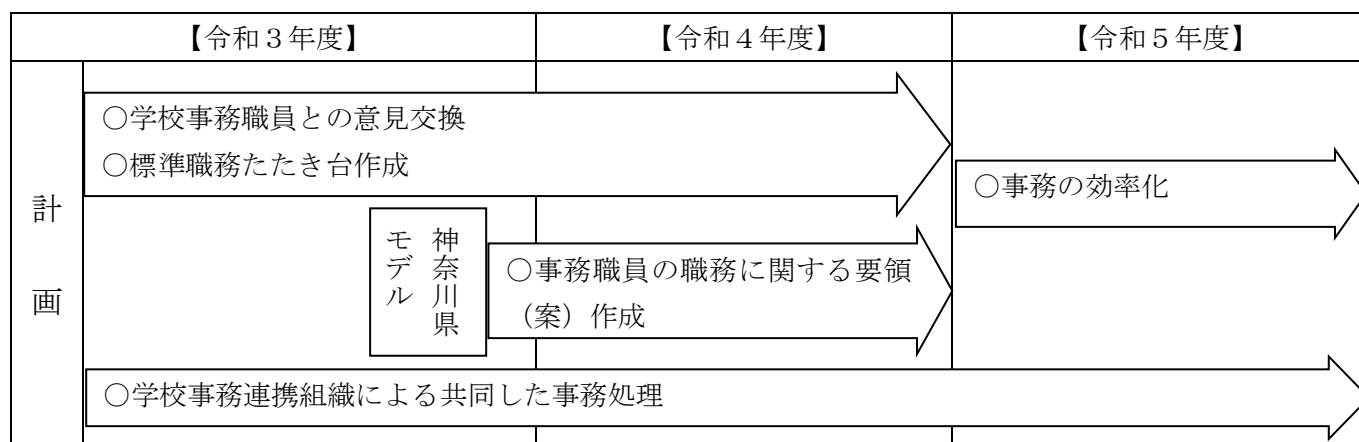
また、スクールラボファンドを活用し、外部機関等と協働して様々な人材を配置します。

|   | 【令和3年度】                 | 【令和4年度】                     | 【令和5年度】                     |
|---|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 計 | ○鎌倉版コミュニティ・スクール設置に向けた検討 | ○鎌倉版コミュニティ・スクールの運営          |                             |
| 画 | ○スクールラボファンドを活用した事業開始    | ○1中学校ブロックの各校に地域学校協働活動推進員の配置 | ○3中学校ブロックの各校に地域学校協働活動推進員の配置 |
|   |                         | ○事業の順次拡大                    |                             |

## エ 事務職員の学校運営への積極的な参画【継続】

事務職員の職務については、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日に施行された学校教育法の改正により、「事務を処理する」から「事務をつかさどる」へ見直しが行われ、学校における唯一の総務・財務に通じる専門職として、今後ますます学校運営への参画が求められています。令和 2 年（2020 年）7 月に文部科学省は「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等」を示しました。それを受けて神奈川県はモデル案を作成する予定です。

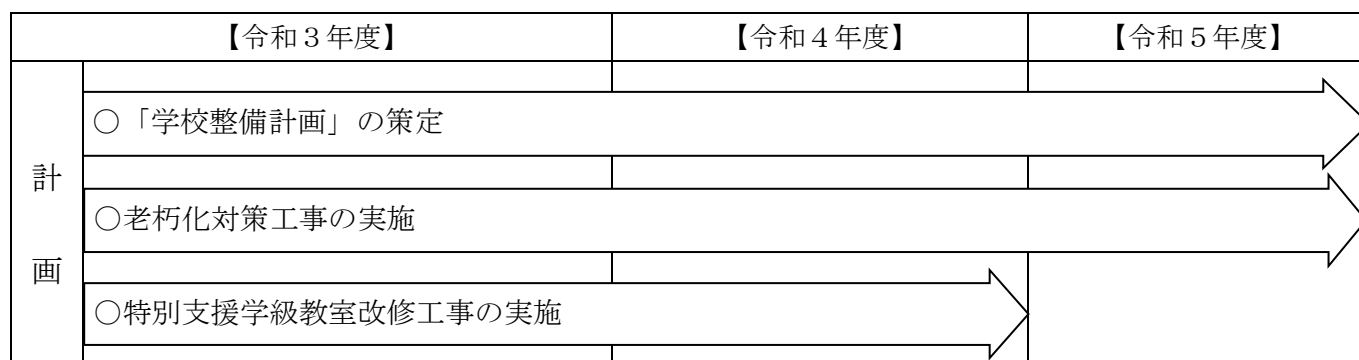
事務職員のさらなる活躍や事務処理の効率化を図るため、標準職務の要領制定及び関係規則等の整備を行うとともに、学校事務連携組織による共同した事務処理を積極的に進めていきます。



### (4) 快適に過ごせる環境整備に向けた取組

#### ア 学校施設の改築・長寿命化改修等【継続】

学校施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修や建替えが必要となっていることから、平成 29 年度（2017 年度）から平成 30 年度（2018 年度）にかけて実施した学校施設の老朽化状況調査の結果等を踏まえて改築や長寿命化改修の方向性案を示す「学校整備計画」を策定します。また、子どもたちや教職員が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設を適切に管理し、計画的な整備を進めます。



## 8 プラン策定後の安全衛生の取組について

学校における教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的として、鎌倉市立学校教職員安全衛生協議会を設置し、各学校の衛生懇談会の実施結果やプランの進捗についての報告をもとに、取組内容を検討しています。

### 【平成30年度（2018年度）】

- 学校訪問相談試行（小学校2校、中学校1校実施）
- 鎌倉市立学校教職員安全衛生管理規程制定（11月）
- 鎌倉市立学校教職員安全衛生協議会設置準備（委員選定等）

### 【令和元年度（2019年度）】

- 各学校において衛生懇談会の実施（4月～毎月実施、市教委に報告書提出）
- 鎌倉市立学校教職員安全衛生協議会開催（5月、1月）
- 学校訪問相談実施（小学校3校、中学校1校）

### 【令和2年度（2020年度）】

- 教職員の勤務実態調査アンケート実施（6月）
- 鎌倉市立学校教職員安全衛生協議会開催、アンケート結果の検証（7月）
- 鎌倉市学校職場環境改善プラン見直し、プランⅡ策定の検討（7月～）
- 学校訪問相談実施（小学校2校、中学校1校）

## 9 学校業務改善アドバイザー 妹尾昌俊氏から

いまの子どもたちに大切な力（資質・能力）って、どんなものでしょうか？

さまざまな答えがあっているのですが、世の中がめまぐるしく変化するなか（新型コロナの影響がまさにそうですね）、ものごとをしっかりと考える力や問題解決等に向けて主体的に行動できることの重要性は、一層高まっていると思います。

さて、学校の職場環境改善や働き方改革は、なにも残業時間が減ればそれでいい、というものではありません。趣旨は本プランの冒頭でも明記されていますが、少しわたしなりに言い換えれば、それは、先生たちがクリエイティブに楽しく考える時間を増やすためです。「こんな授業や行事ができるといいな」と企画したり、プライベートなことを充実させたりすることは、ひいては、教育活動にもプラスの影響があります。

学校には、やることがたくさんありますよね。でも、少し立ち止まって「これってなんのためかな」、「前例踏襲で続けることが目的化していたかもしれない」、「本当に子どもたちのためになっているだろうか」、「もっと別の方法があるんじゃないか」など考えて、学校内外で対話して、ちょっとしたことからでも行動していけると、ずいぶん変わっていきます。

子どもたちに思考力等を期待する前に、大人のわたしたちが同じ21世紀を生きる者として、学び続け、考える力を高めながら、問題解決等を進めていきましょう。

\*\*\*\*\* 学校業務改善アドバイザー 妹尾昌俊氏プロフィール \*\*\*\*\*

野村総合研究所を経て2016年から独立し、文科省での講演のほか全国各地の管理職研修、教職員研修などを手がけている。中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」委員、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」委員などを歴任。